

「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」の一部改正案について

平成20年8月8日
経済産業省
商務情報政策局
製品安全課

趣 旨

我が国において、ガスこんろによる火災は、年間約5,000件発生しているが、そのほとんどが家庭用のガスこんろによるものである。これら家庭用のガスこんろによる建物火災の多くが調理油過熱によるもの（例：天ぷら火災）と見られている。

このような事故は、これまで消費者の誤使用・不注意によるところが大きいと考えられるが、製品安全に対する社会的意識が高まる中、消費者の誤使用であっても、現に重大事故が生じており、あらかじめ予見可能であり、一定の安全対策により予防できると考えられる場合には、製品安全法令の事前規制においても、技術基準等により事故の未然防止を図るべきとの考え方に発想を転換したところ。

このような製品安全行政の考え方の変化を踏まえ、「家庭用のガスこんろ」をガス事業法及び液石法の規制対象品目として指定することとする。

このため、「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」を改正し、「家庭用のガスこんろ」の技術上の基準等を追加、定める。

概 要

(1) ガス用品の技術上の基準等に関する省令

「ガスこんろ」に関する要求事項を、現行の施行規則及び技術基準に追加、改正する。

新たに「ガスこんろ」を法第39条の5の規定により、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者が届出る届出区分に追加し、また、法第39条の5第2号に規定する届出事項である型式の区分に追加する。（別表第1、別表第2）

調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の搭載を義務づけた「ガスこんろ」の技術基準を追加する。（別表第3） 詳細は、下記(3)を参照。

表示(PSマーク)の規定である規則20条第2号を改正し、「ガスこんろ」を加える。

(2) 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令

液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ(以下「カートリッジガスこんろ」という。)以外の液化石油ガスこんろ(以下「一般ガスこんろ」という。)に関する要求事項を、現行の施行規則及び技術基準に追加、改正する。

新たに「一般ガスこんろ」を液石法第41条の規定により、液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者が届出る届出区分に追加し、また、液石法第41条第2号に規

定する届出事項である型式の区分に追加する。(別表第1、別表第2)

調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の搭載を義務づけた「一般ガスこんろ」の技術基準を追加する。(別表第3) 詳細は、下記(3)を参照。

表示(PSマーク)の規定である規則第20条を改正し、表に「一般ガスこんろ」を加える。(別表第6)

別表1～別表4及び別表6の「液化石油ガスこんろ」を「カートリッジこんろ」に改める。

(3)主な技術基準(別表第3)は以下の通り。

基本機能

ガスの通る部分の耐熱性等

ガスを通る部分、こんろ用汁受け皿、空気調節器等については、温度500度において溶融しないこと。また、耐食性のある金属材料か耐食処理を施した金属材料を用いること。

点火回数

電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。

ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあつては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。

メインバーナーへの着火操作基準

- ・確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- ・1点に着火した後速やかにすべての炎口に着火すること。

ガスの取入部の基準

ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものを図にて規定する。

ガスの取入部が迅速継ぎ手(カチット式)の場合の基準

- ・着脱が、円滑かつ確実にできること。
- ・気密性を有すること。

ガスの通る部分の気密性

- ・ガスの取入部から器具栓の出口までは、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。
- ・器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

はんだ部の温度変化に対する耐久性能

電装基盤のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

空気調節器の機能基準

- ・通常使用状態で設置位置が変化しないこと。
- ・つまみ式の場合は、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。

予見可能な誤使用防止の安全装置

立ち消え安全装置の装着義務

全てのバーナーに立ち消え安全装置を有すること。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの（以下「業務用」という。）は除く。

立ち消え安全装置の機能基準

- ・フェールセーフ機能を有すること。
- ・容易に改造されない構造であること。
- ・バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

調理油過熱防止装置の装着義務

こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。

- ・業務用
- ・卓上型一口ガスこんろ

調理油過熱防止装置の機能基準

- ・調理油の温度が300度に達する前に作動すること。
- ・フェールセーフ機能を有すること。
- ・容易に改造されない構造であること。

高温モード（調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能）を有するバーナーにあつては、次のイ～ホに掲げる基準に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンは、専ら高温モードのために使用されること。ただし、設定を解除するためのボタンは、この限りでない。

ホ 1回の高温モード使用の後、解除されること。

グリル部に過熱防止装置を有する場合の過熱防止装置の機能基準

- ・フェールセーフ機能を有すること。
- ・容易に改造されない構造であること。
- ・異常な温度に達したときにガスの通路を自動的に閉ざすこと。

通常使用状態

通常使用状態における適合条件

通常の使用状態において次の条件に適合すること。

- ・リフティング、消火、逆火がないこと。
- ・すすの発生がないこと。

・燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.14%以下であること。

通常使用状態の温度条件

通常の使用状態において試験室の温度を基準として各部の温度が以下の温度以上にならないこと。

・つまみ類・・・25度

・手で触れるおそれのある部分の表面・・・105度

・機器の上面、下面、背面及び側面に面した木壁の表面・・・65度 など

通常使用状態での8時間以上連続燃焼後の適合条件

ガスの通る部分の気密性の基準に適合し、また、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.14%以下であること。

反復使用後の適合条件

以下の回数の反復試験にて各項目の基準に適合すること。

・点火装置・・・6,000回

・立ち消え安全装置・・・1,000回

・調理油過熱防止装置・・・1,000回 など

表示

ガス消費量、届出事業者の名称、製造年月、製造番号等の表示

技術基準適用外の表示

機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

- ・業務の用に供するものにあつては、「業務用」である旨。
- ・調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨。
- ・調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨。

(2) 施行期日及び経過措置

この改正省令は、平成20年10月1日から施行する。